飛騨市介護サポーター制度

介護サポーター活動の手引き



お名前

飛騨市社会福祉協議会

飛騨市市民福祉部地域包括ケア課

◆◇◆はじめに◆◇◆

このたびは、「飛騨市介護サポーター（介護支援ボランティア）」にご登録いただきありがとうございました。

飛騨市の高齢化率は上昇の一途をたどり、介護が必要な方も年々増加しております。そんな中、元気な高齢者が支援の必要な高齢者を支えていく仕組みづくりは、とても大切で意義のあることと考えています。この制度は、サポーターが介護施設等でボランティア活動を行うことにより、本人の健康増進や介護予防につなげるとともに、社会参加や地域貢献を通じ生き生きとした地域社会をつくることを目的としており、本制度はその手段の一つです。

　本来ボランティア活動は、あくまでも自発的（自発性）な活動であり、義務でも強制でもありません。個人個人の自由な意志により、考え、発想し、行動するものです。ただ個人の意志により行動するといえども、自己の利益を目的とするものではなく、利他性が求められ、その活動や目的が社会に開かれたものである必要があります。さらに「無償性」「継続性」といった要件も求められます。

この制度は、多少の対価の発生する「有償ボランティア」の一種ということができますが、サポーターの皆さまには、この制度の主旨を十分ご理解いただいたうえで、サポーターにとってもサポーターを受入れる側にとっても有意義な活動となるよう願っています。そのため、活動前にこの手引きをご一読いただき、活動に臨んでいただきますようお願いいたします。



活動期間　　１月から12月末まで

住　所　〒　　　－

　　　　飛騨市

電　話　　　　　　　（　　　）

生年月日　　大正・昭和　　　　年　　月　　日

介護保険被保険者番号

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

飛騨市介護サポーター登録日

　　　　　　　令和　　年　　月　　日

サポーター活動実績は、別冊介護サポーター手帳により管理しますので、この手引きも含め紛失しないよう管理してください。

サポーター手帳を紛失されても、スタンプを再交付することはできませんのでご注意ください。

１．介護サポーター登録

65 歳以上の飛騨市民（介護保険の第1号被保険者）であれば、どなたでも「介護サポーター」として登録ができます。

飛騨市社会福祉協議会窓口でサポーター登録をして、「手引き」と「サポーター手帳」をお受け取りください。

登録後は、万一のけがや事故に備えて「ボランティア活動保険」に加入していただきます。（保険料は市が負担します）

２．介護サポーター活動

介護サポーター活動（介護支援ボランティア活動）の活動先は指定されており、その指定先で活動を行っていただきます。

活動を始める前にサポーター活動を行う施設（受入機関）に手帳を提示し、活動後に活動確認スタンプを押してもらってください。

（スタンプは当日のみ押印できます。手帳を必ず持参ください。）

概ね１時間（30分以上）の活動でスタンプ１個、一日の上限は、活動場所に関わらず2個までです。

手帳を紛失して再発行を受けた場合、それまでの活動実績ポイントは無効となります。

３．ポイントの活用

飛騨市社会福祉協議会に「サポーター手帳」を提示して、スタンプを評価ポイントに交換する申請をします。

申請者に介護保険料の未納又は滞納が無いと確認できたときは、ポイントに応じた商品券を交付します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 活動実績（スタンプ数） | 評価ポイント | 転換交付金（商品券） |
| １個から４個まで | ０ポイント | － |
| ５個から９個まで | ５ポイント | 500円 |
| 10個から14個まで | 10ポイント | 1,000円 |
| 15個から19個まで | 15ポイント | 1,500円 |
| 20個から24個まで | 20ポイント | 2,000円 |
| 25個から29個まで | 25ポイント | 2,500円 |
| 30個から34個まで | 30ポイント | 3,000円 |
| 35個から39個まで | 35ポイント | 3,500円 |
| 40個から44個まで | 40ポイント | 4,000円 |
| 45個から49個まで | 45ポイント | 4,500円 |
| 50個から54個まで | 50ポイント | 5,000円 |
| 55個から59個まで | 55ポイント | 5,500円 |
| 60個から64個まで | 60ポイント | 6,000円 |
| 65個から69個まで | 65ポイント | 6,500円 |
| 70個から74個まで | 70ポイント | 7,000円 |
| 75個から79個まで | 75ポイント | 7,500円 |
| 80個から84個まで | 80ポイント | 8,000円 |
| 85個から89個まで | 85ポイント | 8,500円 |
| 90個から94個まで | 90ポイント | 9,000円 |
| 95個から99個まで | 95ポイント | 9,500円 |
| 100個 | 100ポイント | 10,000円 |

４．商品券の利用

商品券は、古川町商工会・神岡町商店会連合会等が発行する商品券の中から選ぶことができます。

５．登録から交換まで

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 　　　月項目 | 12 | １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ | ７ | ８ | ９ | 10 | 11 | 12 |
| ①サポーター登録 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ②サポーター活動 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ③スタンプ押印 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| ④ポイント交換 |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |

※①～③は、制度開始初年度のみそれぞれの開始時期が始点になります。

①サポーター登録

　　希望者は、社会福祉協議会でサポーター登録をします。

　→1月から12月までの1年間の『介護サポーター手帳』を受け取ります。

②サポーター活動

　　サポーター活動を行う施設や事業所（受入機関）の紹介を受けたサポーターは、活動日・時間・活動内容について受入機関と打ち合わせをして活動を行います。

③スタンプ押印

　　一日のサポーター活動終了後、『介護サポーター手帳』に受入機関の担当者に『活動確認スタンプ』を押してもらいます。

　　※　概ね1時間（３０分以上）の活動につき１個、1日のスタンプは2個までです。

④ポイント交換

　　1月から12月までの活動が終わったら、翌年の1月末までに、社会福祉協議会でポイントの活用申請をしてください。介護保険料の未納・滞納がなければ、後日ポイント数に応じた商品券が交付されます。

　　商品券は、古川町商工会、神岡町商店会連合会などが発行する商品券を選ぶことができます。それぞれの使用方法に基づいて、市内でお買い物をお楽しみください。



６．ボランティア活動について

**◎ボランティア活動の特徴**

ボランティア活動は特別な活動ではありません。自分から進んで、自分のできる範囲で活動することが基本です。

◆ 知識や経験を活用できる

これまであなたが培ってきた知識や経験は大きな財産です。それを生かすことで、社会や他人に役に立つことを実感したり、元気をもらうことができます。自分ができること、やりやすいことから活動を始めてみましょう。

◆ 新たなつながり、楽しみができる

これまで知らなかった人や施設と出会い、そこで新しい友人や知識を得ることができます。日常生活に新たな楽しみや目標ができます。

◆ 自分の健康増進にも

活動の場が増えることにより、体や頭を使う機会も増え、体の健康や心の若さの維持につながります。

◆ 市民性を大切に

それまで社会的な地位・立場があってもなくても、ボランティア活動に参加する場合は一人の市民です。縦の関係ではなく平等な関係で、それぞれが自分のできることをすることで支え合う意識が大切です。

７．活動当日の留意事項

① 体の調子に注意

体の具合が悪いとき、心が落ち着いてないときは、よい活動はできません。

咳や熱、下痢症状のあるときは、インフルエンザなどの感染症にかかっている場合もあり、そのようなときは他人に感染させてしまう恐れもあります。

体調の悪いときはまず体調の回復に専念し、活動は慎みましょう。

② 相手の立場を尊重する

「こうした方がよい」というあなたの考えによる行為が、必ずしも相手に歓迎されているとは限りません。生活のリズムやペースも人それぞれです。歓迎されない行為や話したくない話題もあるはずです。相手の立場を考え、自己をコントロールできる態度が必要です。

ボランティア活動は双方向の活動です。対等な協力者であるという気持ちを忘れず、相手の気持ちを尊重しましょう。相手が何を求めているのか考え、声をかけて、相手の気持ちに合わせて行動しましょう。自分の考えを主張することよりも、相手の話を聞くことを優先しましょう。

③ ルールや決まりごとは必ず守る

ボランティア活動の場所はいわば公共空間です。ボランティア活動は一人ひとりのやりたいという自主的な気持ちが基本ですが、公共の秩序は守らなければなりません。施設では利用者や職員の安全の保持や、サービスを適正に進めるためのルールや方針を決めています。施設の職員や、リーダーの指示には従って活動してください。

④ 個人情報・プライバシーの保護

信頼関係は秘密を守ることによって得られるといっても過言ではありません。

活動に必要のないこと、関係のないことを立ち入って聞くことは慎みましょう。

ボランティア活動をしていると、利用者や施設職員の氏名、住所、心身や家族の情報を知る場合があります。これらの個人情報を第三者に不用意に話すことにより、その人に不快な思いをさせてしまったり、不利益を生じさせてしまうことがありますので、特に注意が必要です。

⑤ まずはあいさつから

元気で明るいあいさつは人との距離が縮まりますし、気持ちよく活動できます。

上記①～④をチェックしたら、元気なあいさつから活動をスタートしましょう。

社協様式第１号（飛驒市介護サポーター制度実施要綱第７条関係）

年　　月　　日

　管理機関

飛騨市社会福祉協議会　様

申請者

氏　名　　　　　　　　　　　　印

飛騨市介護サポーター登録申請書

　飛騨市介護サポーターとして登録を受けたいので，下記のとおり申請します。

　また、この申請にあたっては、介護サポーター活動で知り得た個人の情報は、口外いたしません。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒飛騨市 |
| （フリガナ）氏　　名 |  |
| 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　男性・女性 |
| 生年月日　　　 | 大正・昭和　　　　年　　　月　　　日　（　　　　歳） |
| 電話番号 | （　　　　　）　　　　―　　　　　　　 |
| 希望する活動内容 | □①レクリェーション等の指導、参加及び支援□②お茶出しや食堂内の配膳、片付けなどの補助 □③散歩、外出、館内移動の補助 □④施設及び事業所の催事に関する手伝い□⑤入所者、利用者の話し相手□⑥受入機関の職員と共に行う軽微かつ補助的な作業□⑦その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| ボランティア経験 | 無・有（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |

（注意）ボランティア登録は，市が行う介護保険の被保険者のうち第1号被保険者

（市内に住所を有する65歳以上の方）に限ります。

社協様式第２号（飛驒市介護サポーター制度実施要綱第12条関係）

年　　月　　日

　管理機関

飛騨市社会福祉協議会　様

申出者　住　所　飛騨市

氏　名　　　　　　　　　　　　　印

飛騨市介護サポーター評価ポイント活用申出書兼同意書

　次のとおり評価ポイントを活用して転換交付金の交付を受けたいので、飛騨市介護サポーター制度実施要綱第12条の規定により介護サポーター手帳を添えて申し出ます。

また、この申出にあたっては、介護保険料の未納・滞納の有無について調査することに同意します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 住　　所 | 〒飛騨市 |
| フリ　ガナ氏　　名 |  |
|  |
| 介護保険被保険者番号 |  |
| 生年月日 | 大正・昭和　　　年　　　月　　　日（　　　歳） |
| 蓄積評価ポイント数 | ポイント |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ご希望の商品券に○印を記入ください | * 古川町商工会商品券
 | * 神岡町商店会連合会

商品券 |
|  |

社協様式第３号（飛驒市介護サポーター制度実施要綱第12条関係）

年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　様

管理機関

飛騨市社会福祉協議会

介護サポーター活動評価ポイント転換交付金交付決定（非該当）通知書

１　交付を決定します

|  |  |
| --- | --- |
| 交付金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |

２　非該当です

|  |  |
| --- | --- |
| 非該当理由 |  |

受入施設一覧（令和２年１月現在）

**～　活動内容　～**

1. **レクリェーション等の指導、参加及び支援**
2. **お茶出しや食堂内の配膳、片付けなどの補助**
3. **散歩、外出、館内移動の補助**
4. **施設及び事業所の催事に関する手伝い**
5. **入所者、利用者の話し相手**
6. **施設職員と共に行う軽微かつ補助的な作業**
7. **その他**

|  |
| --- |
| 1. 飛騨寿楽苑　　　　　　　 　　　　　担当：岩佐

古川町是重１０２　**☎０５７７－７３－３８０４**活動内容　**①～⑦（清掃、ガラス拭き、シーツ交換）** |
| 1. 飛騨寿楽苑デイサービスセンター 　　　　　担当：安江

　　　古川町是重１０２　　　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－３８０４**　　　　活動内容　**①③⑦（清掃、農作業など）** |
| ③　グループホーム輪 　　　　　　　　　　　担当：　　　古川町是重１０２　　　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－０５１１**　　　　活動内容　**①～⑦（清掃、ガラス拭き、シーツ交換）** |
| ④　老人保健施設たかはら　　　　　　　　　　　担当：下垣神岡町殿１０８１－１９　　　　　　　　　　　**☎０５７８－８２－５３１３**活動内容　**①～⑦** |
| ⑤　医療法人古川病院　　　　　　　　　　　　　担当：天坪古川町三之町８－２０　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－２２３４**活動内容　**①③⑤** |
| ⑥　飛騨市社会福祉協議会　古川本所　　　　　　担当：永田古川町若宮二丁目１－６６　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－３２１４**活動内容　**⑦（給食サービス調理、配達ボランティア）** |
| ⑦　飛騨市社会福祉協議会河合支所及び宮川支所　担当：藤木古川町若宮二丁目１－６６　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－３２１４**活動内容　**⑦（給食サービス調理）** |
| ⑧　飛騨市社会福祉協議会　神岡支所　　　　　　担当：瀬木神岡町東町３７８　　　　　　　　　　　　　　**☎０５７８－８２－３７５５**活動内容　**⑦（給食サービス調理、配達ボランティア）** |

受入施設一覧

|  |
| --- |
| ⑨　しましまハウス　寺林　　　　　　　　　　　担当：下方神岡町寺林１２４６　　　　　　　　　　　　　**☎０５７８－８３－２８８８**活動内容　**①**　 |
| ⑩　しましまハウス　河合　　　　　　　　　　　担当：山本　　　河合町稲越４９１－２　　　　　　　　　　　　**☎０５７７―６５－００７５**　　　　活動内容　**①** |
| ⑪　しましまハウス　宮川　　　　　　　　　　　担当：政井　　　宮川町巣之内６３　　　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－６３－２５８８**　　　　活動内容　**①** |
| ⑫　グループホーム和（なごみ）　　　　　　　　担当：遠藤　　　古川町弐之町１１－１７　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－０７５３**活動内容　**①②⑤** |
| ⑬　吉城福祉会　古川デイサービスセンター　　　担当：板屋　　　古川町若宮二丁目１－６０　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－２２６６**活動内容　**①②⑤⑥** |
| ⑭　吉城福祉会　河合デイサービスセンター　　　担当：森本　　　河合町角川３１８　　　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－６５－１０７７**活動内容　**①②⑤⑥** |
| ⑮　吉城福祉会　宮川デイサービスセンター　　　担当：稲野　　　宮川町野首２８－２　　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－６３－１０６６**活動内容　**④⑤** |
| ⑯　養護老人ホーム　和光園　　　　　　　　　　担当：牧野　　　古川町下気多９９０　　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－２２４０**活動内容　**①⑤** |
| ⑰　特別養護老人　たんぽぽ苑　　　　　　　　　担当：原田　　　神岡町東町６９０－１　　　　　　　　　　　　**☎０５７８－８２－６５００**活動内容　**①～⑦** |
| ⑱　旭ヶ丘デイサービスセンターたんぽぽ苑　　　担当：古澤　　　神岡町東町６９０－１　　　　　　　　　　　　**☎０５７８－８２－６５１１**活動内容　**①～⑦** |
| ⑲　飛騨市地域包括支援センター　　　　　　　　担当：田中　　　　古川町若宮二丁目１－６０　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－６２３３**活動内容**①⑤** |
| ⑳　飛騨市地域包括支援センター神岡ブランチ　　担当：後藤　　　　神岡町船津２１２２－４　　　　　　　　　　　**☎０５７８－８２－１４５６**活動内容**①⑤** |

（飛騨市指定番号順）

受入施設一覧

|  |
| --- |
| ㉑　あいらすの森　　　　　　　　　　　　　　　担当：森脇　　　　　　古川町下気多８５番地１　　　　　　　　　　　**☎０５７７－５７－８０２５**活動内容　**①②③④⑤** |
| ㉒　まごの手　　　　　　　　　　　　　　　　　担当：西尾　　　　　　神岡町殿６０６－２　　　　　　　　　　　　　**☎０５７８－８４－００２２**　　　　　　活動内容　**①～⑥** |
| ㉓　さくらの郷　　　　　　　　　　　　　　　　担当：倉　　　　　古川町杉崎５９７－１　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－００８８**　　　　　　活動内容　**①～⑥** |
| ㉔　グループホームきりん飛騨　　　　　　　　　担当：近藤　　　　　古川町信包２９４　　　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７５－２９４０**　　　　　　活動内容　**①** |
| ㉕　グループホームかんまち　　　　　　　　　　担当：古田　　　　　　古川町上町４５９－１　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７３－３００３**　　　　　活動内容　**①～⑤⑦** |
| ㉖　デイサービスセンターきりん　　　　　　　　担当：谷口　　　　　古川町信包２７２　　　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７５－２６００**　　　　　　 活動内容　**①⑤** |
| ㉗　小規模多機能ホームきりん心和　　　　　　　担当：堀口・蒲　　　　　　古川町信包１８９　　　　　　　　　　　　　　**☎０５７７－７５－３７３９**活動内容　**①③⑤** |
| ㉘　国民健康保険 飛騨市民病院　　　　　　　　　担当：豊坂　　　　　神岡町東町７２５　　　　　　　　　　　　　　☎**０５７８－８２－１１５０**活動内容  **②⑤⑥** |
| ㉙　福祉サービス事業所　ピース　　　　　　　　　担当：奈木　　　　　神岡町山田２３５８番地２　　　　　　　　　　☎**０５７８－８２－１５５９**活動内容  **②⑥⑦** |
| ㉚　飛騨流葉牧場　　　　　　　　　　　　　　　　担当：堀　　　　　神岡町伏方１９１９番地２　　　　　　　　　　☎**０５７８－８２－３７９０**活動内容  **⑥** |

（飛騨市指定番号順）

|  |
| --- |
| **社会福祉法人　飛騨市社会福祉協議会**〒 509-4221 飛騨市古川町若宮二丁目１－６６　古川町総合会館内ＴＥＬ　0577-73-3214　ＦＡＸ　0577-73-0711 |
| **神岡支所**〒 506-1195 飛騨市神岡町東町378 神岡振興事務所内ＴＥＬ 0578-82-3755　　ＦＡＸ 0578-82-3755 |
| **飛騨市役所市民福祉部　地域包括ケア課**〒 509-4221 飛騨市古川町若宮二丁目１－６０　ハートピア古川内ＴＥＬ　0577-73-6233　　ＦＡＸ　0577-73-3604 |